

平成 27 年 9 月 1 1 日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

公認心理師法案の施行に係る事務処理体制の整備に関する確認事項について

1 職員の配置

- ① 文部科学省及び厚生労働省の職員が同一の事務室で一体的に事務を行うこと。
- ② 事務の開始は、文部科学省の定員が配置できる平成 27 年 10 月 1 日とすること。
- ③ 事務を行う場所は、当面の間は厚生労働省とすること。
- ④ 厚生労働省で事務を行うに当たり、文部科学省職員は厚生労働省に併任すること。

2 指揮命令系統

- ① 精神・障害保健課長の指揮命令の下で施行にかかる実務的な事務を行うこと。
- ② 決裁等の決定に当たっては、学校健康教育課と適宜調整すること。
- ③ 資格・試験係長及び同係員以外の文部科学省職員の厚生労働省への併任については、両省で協議の上、決定すること。
- ④ 公認心理師以外の心理職に関する対策は、従来どおりとすること。

3 室の設置

事務を行うに当たり、特定の「室」の設置等については、両省で協議の上、決定すること。

4 係の所掌事務

- ① 各係の事務は、次のとおりとすること。
 - 企画調整係長（厚生労働省）
 - ・公認心理師に関する施策の企画立案及び関係省庁、関係団体等の調整に關すること
 - ・法令の解釈、運用及び関係法令との調整に關すること
 - ・室の庶務的事項及び所掌事務で他の係に属さない事務に關すること
 - 資格・試験係長（文部科学省）
 - ・公認心理師の国家試験に關すること
 - ・公認心理師指定試験機関及び指定登録機関の指導監督に關すること
- ② 事務の実施状況に応じて、各係の事務は柔軟に対応できることとすること。

5 その他

- ① 事務処理体制の整備に関し、重要な事項については両省で協議の上、決定すること。
- ② 文部科学省からの併任に係る事務処理等、人事担当課からの指示があった場合は、上記事項について変更がありうること。
- ③ 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課は、10 月 1 日以降、初等中等教育局健康教育・食育課に変更予定。